

車両基地駅(仮称)の デザイン案の投票を行います

■新幹線まちづくり課(内線159)
『世界へ、そして未来につながる・緑と歴史の大舞台 新大村』を、まちづくりのテーマに整備を進めている、JR大村線(松原・竹松間)車両基地駅(仮称)のデザイン案ができました。皆さんの投票でデザインが決まりますので、ぜひ投票をお願いします。



▲車両基地駅(仮称)位置図

新幹線開業アクションプランに関する ご意見をお聞きます

■新幹線まちづくり課(内線601)
新幹線の開業効果を最大とするために、官民一体となって取り組む「大村市新幹線開業アクションプラン」への皆様のご意見をお待ちしています。本プランは、大村商工会議所青年部を中心とした策定委員会が素案を策定し、開業に向けたおもてなしなどを盛り込んでいます。



▲委員長から素案が提出されました(2月8日)

A案 テーマ 未来



新幹線車両がもつシャープさを直線で表現し、光あふれる雰囲気未来をイメージ

B案 テーマ 自然



大村の柔らかな山並みや河川の曲流をイメージ

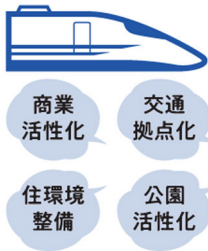
C案 テーマ 歴史



時代を感じ、歴史を思わせる石積みや石張りをイメージ

観光を通じて移住・定住を促進する。

大村市の住みやすさの磨きあげ



- 商業活性化
- 交通拠点化
- 住環境整備
- 公園活性化

大村市内の観光周遊の促進



- 鉄道マニア
- 観光ツアー
- 自然体験
- ご当地グルメ

(新幹線開業アクションプランの取組みテーマ)

プロモーション
(イベント、情報発信)

観光商品づくり
(観光ツアー、ご当地商品)

移住・定住促進
(暮らし、交流の場づくり)

アクションプランの基本方針と 取り組みテーマ

意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所や事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内の事務所や事業所に勤務している人
- ・市内の学校に在学している人

期間 3月1日(金)～22日(金)

閲覧場所 市ホームページ、市役所新幹線まちづくり課

提出方法 氏名、住所(市内の事務所や事業所)、学校の所在地)を記載し、郵送またはファクス、Eメール、持参により提出

送付先 〒856-8686(住所不要)

新幹線まちづくり課

FAX 53・62255

shinkansen@city.omura.nagasaki.jp



▲新幹線に関する情報はこちらから

引っ越しなど 住所に関する届出は期間内に

3月後半から4月前半は、窓口が大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。

※各住民センターでも手続きできます。ただし、住民基本台帳カードおよび個人番号カードを使った届出や、外国人の住所異動は受け付けできません。



混雑予想日はこちらから

住所に関する主な届出に必要なもの

■市民課(内線100)

下記以外にも、運転免許証などの**身分証明書をご持参**ください。届出人の確認を行います。なお、▶については、加入者、または、お持ちの人のみ持参ください。

市内から市内 転居届 転居した日から14日以内

- ・印かん
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ▶ 国民健康保険証
- ▶ 住民基本台帳カード

市外から市内 転入届 転入した日から14日以内

- ・前住所地からの転出証明書
- ・印かん
- ・国外からの場合はパスポート
- ・通知カード(マイナンバー)または個人番号カード
- ▶ 住民基本台帳カード

市内から市外 転出届 転出する日まで

- ・印かん
- ▶ 国民健康保険証
- ▶ 個人番号カード
- ▶ 住民基本台帳カード

住所変更などに伴ういろいろな手続き

住所などが変わると、いろいろな手続きが必要になります。忘れずに手続きしましょう。

小中学校の転校	上下水道の使用開始・中止	原爆手帳・手当証書の住所変更	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 障害者手帳 などの住所変更	妊婦・乳幼児健診 受診票の交付	児童手当 児童扶養手当	介護保険	後期高齢者医療保険	国民健康保険	国民年金	印かんの登録・廃止 ※転出時は市民カード返却
学校教育課 (内線370)	上下水道局 ☎53・1111	福祉総務課 (内線157)	障がい福祉課 ☎20・7306	こども家庭課 ☎54・9100	こども政策課 ☎54・9100	長寿介護課 ☎20・7301	国保けんこう課 (内線110)	国保けんこう課 (内線111) または 市民課(内線102)	市民課(内線114)	市民課(内線102)

進学などでも住所変更の手続きをしましょう

■選挙管理委員会(内線341)

選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。進学や就職などで住所が変更になる場合は、転入・転出などの届出を行いましょ。

防災ラジオはお持ちですか

■危機管理課(内線228)

防災ラジオをお持ちのご家族が一緒に市外へ引っ越し場合は、**防災ラジオの返却**をお願いします。

市内で引っ越し場合は、設定変更の手続きが必要になるため、危機管理課へお持ちください。

持ってくるもの

- ・防災ラジオ
- ・印かん



本市に引き続きお住まいで、まだ受け取っていないご家庭や事業所は、災害などに備えてお受け取りください。

なお、聴覚に障がいのある人には、文字で情報が表示される防災ラジオを貸し出していますので、お尋ねください。